

2026年 1月 21日

大阪府知事
吉村 洋文 様

自治労大阪府職現業労働組合
執行委員長 仲谷 文夫

労働協約及び勤務・労働条件等に関する要求について

日頃の地方自治確立に向けた取り組みと、大阪府と府現労における現業職のあり方について真摯に議論を重ねてきた当局の対応に敬意を表しますが、数次にわたる協約違反があったとの認識から、労働協約書及び労働条件について下記の要求を行いますので誠意をもって対応されたい。

記

労働協約及び勤務・労働条件に関すること

1. 大阪府知事と締結を行っている労働協約書についての認識を示すこと。
2. 労働協約書第2条に書かれている協議事項の認識について示すこと。
3. 締結された労働協約書及び協議事項は、大阪府職現業労働組合結成時から労使協議で人事担当者会議等により各所属に周知することに成っているが周知していたのか。実例を出して明示すること。庁舎管理室にいたっては、人事担当者から認識が無かった報告がなされている。このことについて説明を求める。
4. 技能労務職が担う業務等がアウトソーシングとなる場合においては、勤務労働条件の変更が伴うことから、事前協議を前提に労使間合意をはかるにも係わらず、なされて無かったことの見解を示すこと。
5. 庁舎管理課保全グループにおける数次の業務委託に際し、勤務労働条件に関わる情報提供、提案、協議が行われなかったことは明らかである。このことは労働協約違反に該当する。そのことに対して見解を示すこと。
6. 自治労大阪府現業労働組合員が所属する職場及び派遣先等における勤務労働条件の変更が生じた場合においても、情報提供、提案、協議が行われなかった。そのことに対して見解を示すこと。
7. 技能労務職の勤務労働条件に対する所属長マネジメントの見解を示すこと。
8. 労働協約が遵守されなかった場合の対応を示すこと。尚、自治労大阪府職現業労働組合としては許しがたい。地方労働委員会での調停も視野に入れて対応することを付け加える。

以上